

経 済 産 業 省

20240705 貿局第1号
輸入注意事項2024第14号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸入関係の発表形式について」（昭和25年2月7日付け輸入注意事項25第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年8月5日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸入関係の発表形式について」等の一部改正について

「輸入関係の発表形式について」（昭和25年2月7日付け輸入注意事項25第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「輸入関係の発表形式について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入関係の発表形式について（昭和25年2月7日付け輸入注意事項25第3号）

改 正 後	現 行
2 周知方法 (1) 「告示」は官報及び通商弘報に掲載する。 (2) 「発表」、「注意事項」は通商弘報に掲載する。 (3) ・ (4) (略)	2 周知方法 (1) 「告示」は官報、 <u>経済産業公報</u> 及び通商弘報に掲載する。 (2) 「発表」、「注意事項」は <u>経済産業公報</u> 及び通商弘報に掲載する。 (3) ・ (4) (略)

「輸入割当証明書の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当証明書の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 提出先 当該輸入割当てを行った<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室</u> 3 （略） 4 輸入割当証明書の再交付 申請を受けた<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室</u>は、再交付の申請が正当な理由によるものか又は二重に貨物を輸入するおそれはないか等を審査の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入割当証明書を無効とすること及び輸入割当証明書を再交付する旨を<u>通商弘報</u>に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入割当証明書を再交付する。 また、再交付を受けた輸入割当証明書は<u>通商弘報</u>に掲載された日から有効とする。	1 （略） 2 提出先 当該輸入割当てを行った<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u> 3 （略） 4 輸入割当証明書の再交付 申請を受けた<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u>は、再交付の申請が正当な理由によるものか又は二重に貨物を輸入するおそれはないか等を審査の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入割当証明書を無効とすること及び輸入割当証明書を再交付する旨を<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入割当証明書を再交付する。 また、再交付を受けた輸入割当証明書は<u>経済産業公報又は通商弘報のいずれかに</u>掲載された日から有効とする。

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 提 出 先 当該輸入承認を行った<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室又は貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u> 3・4 （略） 5 輸入承認証の再交付 申請を受けた<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室又は貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を<u>通商弘報</u>に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は<u>通商弘報</u>に掲載された日から有効とする。	1 （略） 2 提 出 先 当該輸入承認を行った<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u> 3・4 （略） 5 輸入承認証の再交付 申請を受けた<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は<u>経済産業公報又は通商弘報のいずれかに</u>掲載された日から有効とする。